

## 山梨地方最低賃金審議会

### 令和4年度 第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録（一部議事要旨）

- 1 日 時：令和4年10月28日（金）午前9時23分～午前11時57分
- 2 場 所：山梨労働局 3階 中会議室
- 3 出席者：公益代表：石垣委員、伊藤委員、今井委員  
労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員  
使用者代表：上野委員、加藤委員、山岸委員  
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐
- 4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻より少し早いですけれども、皆様お集まりですので、ただいまから、令和4年度山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（今井部会長）

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありますか。

（賃金室長）

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は各側の控室でございます。

各側の控室につきましては、労働者側は「4階の相談室」、使用者側は「3階の相談室」としておりますのでよろしくお願いいたします。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に配付しております資料の1ページ目を御覧ください。

これは、前回もお配りいたしました全国における電気機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

説明は以上です。

(労働基準部長)

一点説明いたします。

本日の審議状況次第ではございますが、10時45分位から、1階で記者会見の対応をしなければならいたため、中座させていただくことがあるかもしれないということを御了承いただきたいと思います。

審議のほうを優先させていただくことにはしております。

(今井部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

## 【 議 事 ( 1 ) 改正審議 】

(今井部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本日は、公益案をお示しし、できる限り、全会一致による決議で結審し、答申を行いたいと考えておりますので、各側の御協力をよろしくお願いします。

前回の専門部会におきまして、労働者側は+31円、使用者側は+13円の金額を提示いただいていたのですが、金額に開きがあることから、一旦持ち帰り、再検討をお願いしました。

まずは、再検討された金額とその理由につきまして、お聴きしたいと思います。

労働者側からお願いします。

(小林委員)

それでは、私、小林のほうから説明させていただきたいと思えます。

前回、電気組合引上げ額の法定時間換算ということで31円という金額を提示させていただきました

その後、労働者側委員で検討いたしました結果、使用者側委員の提示の根拠が企業内最低賃金上昇率の1.2%で12円ということだったと思えますが、企業内最低賃金の上昇率、これは春闘の時ですが、今かなり上昇している消費者物

価指数が全く加味されていないときの結果ですので、地賃の目安審議の時の資料の数字である本年1月から6月のBランクでの上昇率の平均が1.82%であることを加味すると約3%となりますので、この3%で今の特定最低賃金から計算した28円を提示いたします。

(今井部会長)

次に使用者側、お願いします。

(山岸委員)

戻りましていろいろ検討させていただきました。

そもそも、特定最低賃金の意義から我々検討したんですけれども、特定最低賃金の意義とは、大きな意義としては、組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者にも波及させることによって、組織労働者と未組織労働者、さらに、正社員と非正規労働者の賃金格差を是正するという目的があると思うので、これは非常に重要な目的かなと思います。

もう一つ、不当な賃金ダンピングの防止や産業内の公正競争確保を通じて、産業全体の健全な発展を促すと。

これについては、もうすでにですね、山梨県の特定最低賃金のレベルは、公正競争に害のあるものではないということで、この辺のことはクリアされている。

その中で、この観点から特定最低賃金を決めるための指標としては、やはり、企業内最低賃金の水準、賃金のアップ率、我々とすれば絶対値とするよりも、経営というのは毎年パーセントで計算しますので、そのアップ率が最も適切ではないかと考えました。

したがって、企業内最低賃金との格差是正について、その推移を検証しますと、平成30年は企業内最低賃金1,046円、特定最低賃金890円、格差156円ございました。

令和3年は企業内最低賃金1,054円、特定最低賃金934円、格差120円と大幅に改善されてきていると考えております。

この格差是正について4年間で36円、平均で年9円の改善が行われているという実態を鑑みまして、使用者側の最終案としては、前回お示しした13円に加えて、この格差是正という部分を勘案して22円、これを提示させていただきたいと思います。

以上です。

(今井部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま、労使双方から、金額を御提示いただきました。

これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

それでは、いったん専門部会の審議を中断いたします。

**(以下、金額折衝を実施。)**

**概要は、以下のとおり。**

**1 公益委員による事前打合せ**

**2 労働者、使用者側と折衝**

**(1) 労働者側の主張**

前回部会で提示したプラス31円の再検討の結果として、プラス28円を提示。

使用者側は景気の先行きが不安との話をするが、自動車と違い電機では忙しい状況が続き、人手不足も続いており、使用者側の金額では納得できないと考えている。

**(2) 使用者側の主張**

特定最低賃金の場合、未組織労働者との格差是正と賃金ダンピング防止等の観点で考えるべきと思うが、現状、後者についてはクリアされていると考えられることから、格差是正に着目した。

地域別最低賃金は物価上昇を考慮することが重要だと考えている。

しかし、特定最低賃金について、労働者側が物価上昇を考慮すべきとする考えは理解するが、使用者側は支払い余力が重要と考えている。

特定最低賃金引上げを今後も、議論していくためには、賃金の伸び率など根拠ある数字に基づいていくことが必要。

特定最低賃金の業種に属する小規模企業に話を聞いているが、景気は、先行きが不安、去年の同期では受注残も多かったが、今年は減ってきており、潮目が変わってきている。

**3 公益の見解**

労使で景気判断が食い違っているほか、物価についての取扱いについても考え方が異なる。

使用者側に対しては、第4表のうちパートの上昇率などを考慮できないか、労働者側に対しては、物価の加味の考え方などについて検討を求めたい。

**4 労働者、使用者側との折衝**

**(1) 労働者側の主張**

歩み寄りのための検討の結果として、まず、26円を提示。

その後、全会一致の条件で25円を提示。

最終的に、全会一致でない場合でも25円で採決に応じる意向。

( 2 ) 使用者側の主張

第4表の製造業、一般パート、Bランクの上昇率1.5%で計算した14円に9円を加えた23円を提示。

その後の検討の結果として、全会一致の条件で24円を提示。

しかし、これ以上の金額は受け入れられない。

(以上で金額折衝を終了)

(今井部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案をとりまとめるに至りました。

それでは公益案を提示します。

(今井部会長)

公益案を読み上げます。

令和4年度山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正審議公益委員、案。

令和4年10月28日。

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここで提示いたします。

記。

1時間959円、引上げ額25円、引上げ率2.68パーセント。

双方のこれまでの折衝を踏まえ、公益案を提示させていただきました。

(今井部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から行います。

公益案に反対の委員は、挙手を願います。

使用者側3名ですね。

ありがとうございました。

公益案に賛成の委員は、挙手を願います。

労働者側3名、公益側2名ですね。

ありがとうございました。

公益案に保留の委員は、いませんね。

賛成多数ということで、公益案どおり可決をさせていただきます。

残念ながら、全会一致での決議とはなりませんでした。出席委員の過半数

の賛成により、公益案どおり決定させていただきました。

次に、発効日について、お諮りいたします。

後ほど、事務局から説明がありますが、今回、全会一致とならなかったことから、10月31日に本審を開催して改めて採決を行い、その後、答申を行って結審することとなります。

同日、結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、12月30日金曜日に発効となりますが、これにつきまして、何か御意見等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)

それでは、発効日につきましては、法定発効日といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その、報告書案を事務局に作成させましたので、報告書案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告書案につきまして、朗読させていただきます。

案。

令和4年10月28日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。別紙になります。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域。山梨県の区域。

2、適用する使用者。前号の地域内で山梨県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務。

ハ、手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間959円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日。法定どおり。

次のページは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和4年9月28日に開催いたしました。

第2回を10月14日に、第3回を本日開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、多数決により決議いただきました。

以上でございます。

(今井部会長)

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。

よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思いません。

いかがでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

(今井部会長)

次に、今後の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正につきまして、専門部会の採決が行われました。

全会一致による決議に至らなかったことから、本審を開催いたしまして、改めて、本審委員の皆様にご決議いただくこととなります。

専門部会の日程調整を行わせていただいた際、全会一致による決議に至らなかった場合を想定し、10月31日を本審の開催日として仮設定しておりましたので、本日中に本審委員の皆様にご連絡させていただき、31日の午前10時30分から本審を開催させていただきます。

本審におきまして、改めて採決をいただいた後は、労働局長あてに答申をいただき、当日中に、最低賃金法第11条第1項の規定により、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされています。

この異議申出の締め切りは、11月15日となります。

なお、関係労使から異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審の委員の皆様のご日程を改めて調整させていただき、異議申出について審議を行う、いわゆる異議審を開催させていただきます。

異議申出がなされなかった場合は、労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示は、最短で、11月30日水曜日になされる予定となっております。

法定発効の場合、官報公示の30日後に発効となりますので、12月30日金曜日に発効の予定となります。

以上でございます。

## 【 議事(2)その他 】

(今井部会長)

それでは、次の議題の「(2)その他」に入りますが何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)



それでは、以上で、本日の専門部会を終了したいと思います。  
本日の議事録の確認ですが、小林委員と山岸委員にお願いします。  
本日はお疲れ様でした。